

第20回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成23年2月16日(水)午後2時から午後4時まで

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙1のとおり

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 委員長あいさつ

(3) 説明及び意見交換

事務担当者から、簡易裁判所の手続や岡山簡易裁判所における最近の取組について説明を行った後、意見交換が行われた(発言要旨は別紙2のとおり)。

(4) 次回の予定

ア 日時

平成23年6月30日(木)午後2時から(2時間予定)

イ テーマ

簡易裁判所の手続について(民事調停制度を中心として)

(別紙1)

出席者

委員	岩 崎 吉 明
同	岩 藤 美智子
同	小 川 隆 正
同	楠 田 教 夫
同	園 部 秀 穂
同	高 山 光 明
同	中 田 行 一
同	中 村 有 作
同	東 正 博
同	平 松 敏 男
同	松 下 浩 明
同	森 陽 子

(五十音順)

事務担当者

裁判官	市 岡 誠
事務局長	妹 尾 次 男
事務局次長	奥 靖 史
総務課長	埜 田 昌 志
総務課課長補佐	大 田 茂
庶務課長	星 島 美 喜
主任書記官	賀 口 充

(別紙 2)

意見交換の発言要旨(委員, 事務担当者)

今年度, 消費生活センターと岡山簡易裁判所とは, 互いの説明会で民事調停委員や相談員がそれぞれ説明を行うなど, 双方向の交流ができた。相談員は調停制度を十分に理解していないかもしれないが, 当方の業務の中で, 簡易裁判所の調停制度を活用できると思われる案件については, 相談者の意向を尊重しながら, 紹介させていただいている。

調停の場合, 相手方が話し合いに応じた段階で, はじめて調停が進み出すと思うが, 当方の相談において, 相談者が, 相手方が話し合いに応じるかどうか十分に把握できていない場合, いきなり申立てができるのか, それとも, 相手方が応じるかどうかについて, 前段階で簡易裁判所で何らかのアクションがあるのか。

調停では, 相手方が出頭しないと話し合いができない。一般的に, 相手方を呼び出す場合には期日呼出状を送る。呼出状に申立書を同封し, 相手方に, 申立人の言い分を知らせることもある。このように, 相手方が出てくるかどうか, 申立人は, それほど関心を持たなくてもいい。相手方が出てくる気配がない場合は, 書記官にその旨を伝えていただければ, 相手方の出頭に向けて, いろいろと工夫してみたい。

必ずしも事前に話し合いをしたケースばかりではなく, 事前に話し合いをしないで調停の申立てをする人も多い。参考情報として, 受付で, 事前の話し合いの有無を聞くことはあるが, しないといけないわけではない。

相談員としては, 調停を勧めた結果, 相談者が, 費用を払って申立てをしても相手が応じないと, 無駄な申立費用と労力をかけさせられたと不満を感じることはないようにしたいとの考えがある。

例えば過払金の場合, 業者によっては, 訴訟となって支払いを命じられるくらいなら, 調停で少しでもいい条件を求める方がいいと思う者もいる。そ

うであれば、通常なら相手方は出頭すると考えられる。相手方が、調停に応じるという合理的思考ができる人間か、あるいは、そういう種類の事件かによろと思う。また、参考となる情報があれば、相手方に対する呼出の方法や、相手方からの問い合わせに対する担当者の対応方法などに役立つ。情報を共有していくことが大事だと思う。

手続の説明は電話でも可能だが、話が長くなりやすいこと、互いの意図が伝わりにくいことなどもあり、できれば窓口で相談してほしい。

相談者に、調停を紹介することがある相談員等に、制度の説明をしていただく機会を設けてほしい。

調停委員や司法委員には、どういう人がいるか。

調停委員は、労働審判員と同様、非常勤の公務員であるが、裁判員とは異なり無作為に抽出されて選任されるわけではない。一定の知識、経験のある方から選ばれている。

調停制度の理解を深めておけば、ある事案について、調停を紹介するのがいいのか、あるいは消費生活センターがいいのかと判断できるので、勉強する必要を感じる。

事前に配布したリーフレットで、制度の大枠は理解できると思う。ただし、相談者に一番気の毒なのは、たらい回しにすることで、そういう意味で双方向で情報交換することも必要と考える。

大正に始まった調停制度は、民間の活力を生かし、官と一緒にやろうということであった。たまたま制度ができた翌年、関東大震災があった。家を失った人、家を追い出されそうになった人などの紛争について、強力的に調停を推し進めて、それなりの成果をあげた。もともと、借地、借家から始まり、戦後、家事調停制度が導入され、民事も、一般の分野でも調停でやっていこうと、そういう形で分野が増えてきた。民間の知恵を裁判所で吸収していきたいということ、強制的に取り立て等ができること、債務名義を作る

ことが裁判所の一番の特色である。その終着点をめざして、どういくかで、調停があり訴訟があり、いろんな紛争解決がある。裁判外の紛争解決の機関もある。どうやって連携しながらやっていくか、悩みもあるし連携も模索状態である。

調停委員から、こういう事例でこういう調停をした、期間がどれくらいかかった、当事者からこういう感想を聞いた、調停はできなくて訴訟になったなど、ケースバイケースではあるが、事例の中で振り返った話を聞くことができればいいかなという印象がある。

調停委員の勉強会にケース研究というものがある。抽象化した実際のケースを題材として、参考となる点や反省点などを、裁判官を含めて検討するものであるが、具体的な調停の内容が分からないと、イメージがつかめないと思う。

簡易裁判所の調停を分かりやすく解説していただき、理解が深まった。一般市民の感覚では、調停は、離婚とか親族間の紛争のイメージがある。ある程度抽象化するなどして、ウェブサイトで、こういった調停事件があった、気軽に利用して欲しいなどといったことも周知してもいいかなと感じた。実際に調停委員の話が聞けるのであれば、ぜひお願いしたい。

市民に身近な裁判所として、外部機関との連携を図ることは、とてもいいと思う。リーフレットも分かりやすく作られているが、そこに行くまでの過程が遮断されている。消費生活センターなどに広めることもいいが、もっと他の方法もないか。例えば、特定調停の趣旨が生活の立て直しであるならば、ハローワークに置いてはどうか。

リーフレットは定期的に市町村や警察等の関係機関に送付している。ただし、それがどう取り扱われているかは分からない。

簡易裁判所には複数の手続があるが、申立てをしようとする人が、具体的にどの手続を利用するか判断するに当たり、複数の手続の要件を満たすとき、

最終的には本人が決めるにしても，窓口では，どの程度の示唆や教示をするのか。

少額訴訟は原則として1回の審理で終わるが，証人尋問は何人までなら可能なのか。また，リーフレットには，証人が期日に出頭できないときは電話会議システムを利用できるとあるが，実際にはどの程度利用されているか。

相談の段階では，リーフレットを示しながら，各手続のメリット，デメリット，効果などを一つ一つ説明していくが，最終的には，相談者が選択する。相談者にとっては，この手続が有利だなどとは，相手方もいることなので言えない。最終的には，本人次第である。

また，例えば訴訟の場合，相手に支払いを命じる判決を得ても，直ちに払ってもらえるかどうかは分からない。払ってもらえない場合はどうするかまで，手続を説明することを心がけている。

少額訴訟は，一般的には，午前中に1件，午後に二，三件の事件の期日を指定するので，1件当たり二，三時間となる。証人は，原告又は被告のどちらか一方が，1人連れてくる例が多い。ごく少数の事件で，原告被告双方が1人ずつ同行してきたこともある。ほとんどの事件は，書類で審理している。

岡山簡易裁判所の新しい取り組みは，いいことではあるが，過払金請求事件について，いつ頃から取り組まれ，どの程度の成果が出ているか。

昨年，各地の裁判所のデータを取り寄せて，岡山簡易裁判所の取扱要領を定めた。今年からスタートしたので，实例は今のところない。調停に応じる業者と応じない業者があり，すべての業者を対象とするのではなく，調停に応じてくれるであろう業者を選別して実施する予定である。